

多職種連携



R6. 11. 27
あんschool

右のQRコードから
左のページの表示を
お願いします。



合同会社サクスシェア
代表社員・相談支援専門員 田中 さとる



『連携』 とは ・・・？

連携とは - Google 検索

google.com/search?q=連携とは&oq=連携とは&aqs=chrome..69i57j0l3.2011j1j15&sourceid=chrome&ie=UTF-8

記録 利用者 My SNA 創業 HP 福祉 Zoom 公認 R2.11.13

Google

連携とは

すべて ニュース 画像 ショッピング 動画 もっと見る 設定 ツール

約 352,000,000 件 (0.39 秒)

れんけい

1. 【連携】 《名・ス自》 同じ目的で仕事をしようとするものが、連絡をとり合っ
てそれを行うこと。


Oxford Languagesの定義 [フィードバック](#)

▼ 翻訳とその他の定義

www.weblio.jp > content > 連携

✓ 連携とは - Weblio辞書

「連携」の意味は互いに連絡をとり協力して物事を行うこと。Weblio国語辞典では「連携」の
意味や使い方 用例 類似表現などを解説しています。



放課後等ガイドラインでは・・・

第2章 放課後等デイサービスの全体像.....	10
1. 定義.....	10
2. 役割.....	10
3. 放課後等デイサービスの原則.....	10
(1) 放課後等デイサービスの目標.....	10
(2) 放課後等デイサービスの方法.....	11
(3) 放課後等デイサービスの環境.....	14
(4) 放課後等デイサービスの社会的責任.....	14
第3章 放課後等デイサービスの提供すべき支援の具体的内容.....	16
1. 放課後等デイサービスの提供に当たっての留意事項.....	16
2. 放課後等デイサービスの内容.....	18
(1) 本人支援.....	18
(2) 家族支援.....	29
(3) 移行支援.....	31
(4) 地域支援・地域連携.....	32

放課後等ガイドラインでは・・・

このため、事業所は、日頃から、

**市町村の障害児支援担当部局、児童福祉担当部局、教育委員会、こども家庭センター、
ター、
保健所・保健センター、病院・診療所、訪問看護ステーション、
障害児相談支援事業所、
保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校（小学部、中学部
及び高等部）等、
放課後児童クラブや児童館など地域におけるこどもの放課後等の居場所、児童委員
や主任児童委員等の地域の関係機関や障害当事者団体を含む関係者、
広域的に支援を行っている児童相談所、児童家庭支援センター、発達障害者支援セ
ンター、医療的ケア児支援センター、里親支援センター等の関係機関**

との連携を図り、放課後等デイサービスが必要なこどもが、円滑に支援の利用に繋がるようにするとともに、こどもの支援が、こどもが通う学校や放課後児童クラブ等に適切に共有され、連携して行われていくことが必要である。

2. 質の高い発達支援の提供の推進②

② 関係機関との連携の強化 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 関係機関連携加算について、対象となる関係機関に医療機関や児童相談所等を含めるとともに、個別支援計画作成時以外に情報連携を行った場合に評価

《関係機関連携加算》

【現行】

- (I) 200単位/回（月1回まで） 保育所や学校等と連携し個別支援計画作成等
- (II) 200単位/回（1回まで） 就学先・就職先と連絡調整

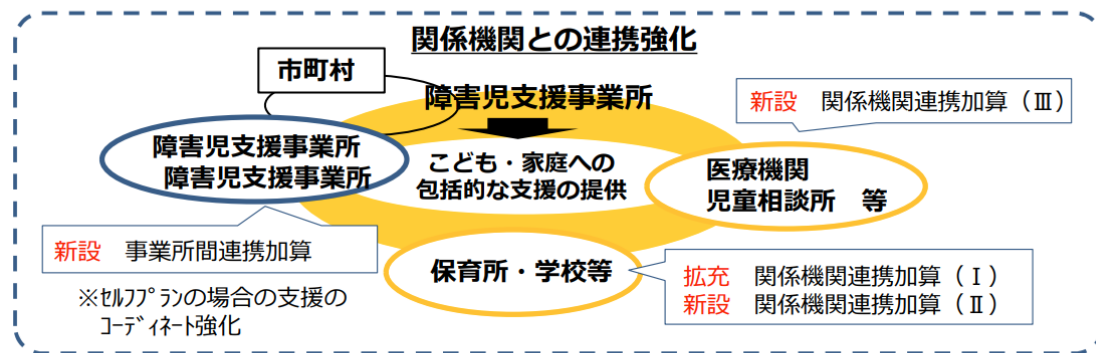
【改定後】

- (I) 250単位/回（月1回まで） 保育所や学校等と連携し個別支援計画作成等
- (II) 200単位/回（月1回まで） 保育所や学校等とI以外で情報連携
- (III) 150単位/回（月1回まで） 児童相談所、医療機関等と情報連携
- (IV) 200単位/回（1回まで） 就学先・就職先と連絡調整

- 複数の事業所を併用する児について、事業所間で連携し、こどもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合に評価（事業所間連携加算） ※併せて、障害児支援利用計画（複数の事業所）と個別支援計画を自治体・事業所間で共有して活用する仕組みを設ける

新設 《事業所間連携加算》

- (I) （中核となる事業所） 500単位/回（月1回まで）
- (II) （連携する事業所） 150単位/回（月1回まで）
- ※ (I) 会議開催等による事業所間情報連携、家族への相談援助や自治体との情報連携等を実施
- (II) 情報連携に参画、事業所内で情報を共有し支援に反映



③ 将来の自立等に向けた支援の充実 【放課後等デイサービス】

- こどもの状態等も踏まえながら、通所や帰宅の機会を利用して自立に向けた支援を計画的に行った場合に評価（通所自立支援加算）
- 高校生について、学校や地域との連携の下、学校卒業後の生活を見据えた支援を行った場合に評価（自立準備加算）

新設 《通所自立支援加算》 60単位/回（算定開始から3月まで）
 ※学校・居宅等と事業所間の移動について、自立して通所が可能となるよう、職員が付き添って計画的に支援を行った場合

新設 《自立準備加算》 100単位/回（月2回まで）
 ※高校生（2年・3年に限る）について、学校や地域の企業等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合

④ その他

- 事業所に対し、障害児等の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、個別支援計画の作成、個別支援会議の実施、支援の提供を進めることを求める《運営基準》【障害児支援全サービス】
- 令和5年度末までの経過措置とされていた**児童発達支援センターの食事提供加算**について、栄養面など障害児の特性に応じた配慮や、食育的な観点からの取組等を求めるとともに、取組内容に応じた評価とする見直しを行った上で、令和9年3月末まで経過措置を延長

3. 支援ニーズの高い児への支援の充実①

- 医療的ケア児や重症心身障害児、強度行動障害を有する児をはじめ、より専門的な支援が必要な障害児への支援の充実を図り、障害特性に関わらず地域で安心して暮らし育つことができる環境整備を進める
 (①医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実 ②強度行動障害を有する児への支援の充実 ③ケアニーズの高い児への支援の充実 ④不登校児童への支援の充実 ⑤居宅訪問型児童発達支援の充実)

①医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 喀痰吸引等が必要な障害児に対する認定特定行為業務従事者による支援を評価する**医療連携体制加算（Ⅶ）**について、評価を見直すとともに、主として重症心身障害児に対して支援を行う事業所においても算定可能とする

《医療連携体制加算（Ⅶ）》 **【現行】** 100単位/日 → **【改定後】** 250単位/日
 ※主として重症児を支援する事業所の場合にも算定可能とする

- **主として重症心身障害児に対し支援を行う事業所の基本報酬**について、定員による区分設定を、1人単位刻みから3人単位刻みとする。なお、同事業所の基本報酬については時間区分創設の見直しは行わない

- 医療的ケア児や重症心身障害児に、発達支援とあわせて**入浴支援**を行った場合に評価（**入浴支援加算**）

新設《入浴支援加算》 55単位/回（月8回まで）
 ※放デイは70単位/回

- **送迎加算**について、こどもの医療濃度等も踏まえて評価

<p>《送迎加算》 【現行】 障害児 54単位/回 医療的ケア児 +37単位/回 (※) 医療的ケア区分による基本報酬の事業所のみ算定可 看護職員の付き添いが必要</p> <p>【児発セカ、主として重症児を支援する事業所の場合】 重症心身障害児 37単位/回 (※) 職員の付き添いが必要</p>	➔	<p>【改定後】 障害児 54単位/回 重症心身障害児 +40単位/回 医療的ケア児 +40単位 又は +80単位/回 (※) 医療的ケア区分による基本報酬以外の事業所でも算定可</p> <p>【児発セカ、主として重症児を支援する事業所の場合】 重症心身障害児 40単位/回 医療的ケア児 40単位 又は 80単位/回 (※) 医療的ケア児については医療的ケアが可能な職員の付き添いが必要 (※) 重症心身障害児については、職員の付き添いが必要</p>	<p>80:医療的ケア児 16点以上の場合</p>
---	---	--	-------------------------------

- **居宅介護の特定事業所加算**の加算要件（重度障害者への対応、中重度障害者への対応）に、医療的ケア児及び重症心身障害児を追加
- 共生型サービスにおいて、医療的ケア児に対して支援を行った場合に評価（**共生型サービス医療的ケア児支援加算**）

新設《共生型サービス医療的ケア児支援加算》
 400単位/日 (※) 看護職員等を1以上配置

②強度行動障害を有する児への支援の充実 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- **強度行動障害児支援加算**について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実する。放課後等デイサービスにおいて、専門人材の支援の下、行動障害の状態がより強い児に対して支援を行った場合の評価を見直す

《強度行動障害児支援加算》 **【現行】** 155単位/日
 ※基礎研修修了者を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して支援

➔ **【改定後】** (I) (児基準20点以上) 200単位/日
 (II) (児基準30点以上) 250単位/日 (※放デイのみ)
 加算開始から90日間は+500単位/日
 ※実践研修修了者（IIは中核的人材）を配置し、支援計画を作成し支援

※このほか、放課後等デイサービスの個別サポート加算（I）においても評価を充実。また、集中的支援加算（1000単位/日（月4回まで））も創設



3. 支援ニーズの高い児への支援の充実②

③ケアニーズの高い児への支援の充実

【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 児童発達支援の個別サポ-ト加算（Ⅰ）について、基本報酬に包括化して評価することとした上で、著しく重度の障害児が利用した場合を評価

《個別サポ-ト加算（Ⅰ）》 **【現行】** 100単位/日
※乳幼児等サポ-ト調査表で食事・排せつ・入浴・移動が一定の区分に該当する児に対して支援（主として重症児除く）



【改定後】 120単位/日
※重症心身障害児等、著しく重度の障害児に対して支援（主として重症児除く）

- 放課後等デイサービスの個別サポ-ト加算（Ⅰ）について、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するとともに、著しく重度の障害児が利用した場合の評価を見直す

《個別サポ-ト加算（Ⅰ）》 **【現行】** 100単位/日
※著しく重度（食事・排せつ・入浴・移動のうち3以上が全介助）又はケアニーズの高い（就学時サポ-ト調査表で13点以上）児に対して支援（主として重症児除く）



【改定後】 ケアニーズの高い障害児に支援 90単位/日
同 基礎研修修了者を配置し支援 120単位/日
著しく重度の障害児に支援 120単位/日
（主として重症児除く）

- 個別サポ-ト加算（Ⅱ）について、こども家庭センターやサポ-トプラ-ンに基づく支援との連携を推進しつつ、評価を見直す

《個別サポ-ト加算（Ⅱ）》 **【現行】** 125単位/日
※要保護・要支援児童に対し、児相等と連携して支援



【改定後】 150単位/日
※要保護・要支援児童に対し、児相やこ家セン等と連携して支援

- 人工内耳を装用している児に支援を行った場合を評価

《人工内耳装用児支援加算》
【現行】 445～603単位/日
※主として難聴児を支援する児発センターにおいて支援する場合



【改定後】
(Ⅰ) 児発センター（聴力検査室を設置） 445～603単位/日
(Ⅱ) その他のセンター・事業所 150単位/日
※医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し計画的に支援

- 視覚・聴覚・言語機能に重度の障害のある児に対して、意思疎通に関して専門性を有する人材を配置して支援を行った場合を評価（視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算）

新設 《視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算》 100単位/日

④不登校児童への支援の充実

【放課後等デイサービス】

- 放課後等デイサービスにおいて、不登校児童に対して、通常の発達支援に加えて、学校との連携を図りながら支援を行った場合を評価（個別サポ-ト加算（Ⅲ））

新設 《個別サポ-ト加算（Ⅲ）》 70単位/日
※放デイのみ

⑤居宅訪問型児童発達支援の充実

※見直し内容については、5. イクル-ジョンの推進（保育所等訪問支援の充実）等を参照

- 支援において5領域を全て含めた総合的な支援を提供することや、事業所の支援プログラムの作成・公表等を求める
- 効果的な支援の確保・促進（支援時間の下限の設定、訪問支援員特別加算の見直し、多職種連携支援加算の新設）
- 強度行動障害の支援スキルのある訪問支援員が専門的な支援を行った場合を評価（強度行動障害児支援加算の新設）
- 障害児の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を行った場合を評価（家族支援加算の新設）

4. 家族支援の充実

- 養育支援や預かりニーズへの対応など、保護者・きょうだいへの家族支援を推進し、家族全体のウェルビーイングの向上を図る（①家族への相談援助等の充実 ②預かりニーズへの対応）

① 家族への相談援助等の充実 【児童発達支援・放課後等デイサービス】 ※保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援においても、家族支援の評価を充実

- **家庭連携加算**（居宅への訪問による相談援助）と**事業所内相談支援加算**（事業所内での相談援助）について、統合し、ワラインによる相談援助を含め、個別とグループでの支援に整理して評価。きょうだいも相談援助等の対象であることを明確化

《家庭連携加算・事業所内相談支援加算》

【現行】《家庭連携加算》

居宅訪問 280単位（1時間未満187単位）／回（月4回まで）

《事業所内相談支援加算》

（Ⅰ）（個別相談） 100単位／回（月1回まで）

（Ⅱ）（グループ） 80単位／回（月1回まで）



【改定後】《家族支援加算》（Ⅰ・Ⅱそれぞれ月4回まで）

（Ⅰ）個別の相談援助等 居宅訪問 300単位（1時間未満200単位）／回
施設等で対面 100単位／回

ワライン 80単位／回

（Ⅱ）グループでの相談援助等 施設等で対面 80単位／回

ワライン 60単位／回

- 家族が支援場面等を通じて、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等を学ぶことができる機会を提供した場合に評価（**子育てサポーター加算**）

新設《子育てサポーター加算》80単位／回（月4回まで）

※保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合

② 預かりニーズへの対応 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分を設定することとあわせて、**延長支援加算**を見直し、一定の時間区分を超えた時間帯の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価

《延長支援加算》

【現行】

	障害児	重症心身障害児
延長1時間未満	61単位／日	128単位／日
同1時間以上2時間未満	92単位／日	192単位／日
同2時間以上	123単位／日	256単位／日



【改定後】

	障害児	重症心身障害児・医療的ケア児
延長1時間以上2時間未満	92単位／日	192単位／日
同2時間以上	123単位／日	256単位／日
（延長30分以上1時間未満	61単位／日	128単位／日）

※営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合（人員基準により置くべき直接支援職員1名以上を配置）

※基本報酬における最長の時間区分に対応した時間（児発：5時間、放デイ：平日3時間・学校休業日5時間）の発達支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を行った場合（職員2名以上（うち1名は人員基準により置くべき職員（児童発達支援管理責任者含む）を配置）なお、延長30分以上1時間未満の単位は、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可

【Point① 知る】



本人
家庭

学校
特別支援学校

福祉サービス
相談支援

医療

地域
社会資源

(知能・学力・認知及び学習のスタイル)

学習指導要領

確かな学力

基礎・基本を確実に身に付け、
自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、
主体的に判断し、行動し、
よりよく問題を解決する資質や能力

生きる力

豊かな人間性

自らを律しつつ、
他人とともに協調し、
他人を思いやる心や感動する心
など

健康・体力

たくましく生きるための
健康や体力

学校がめざす子ども像

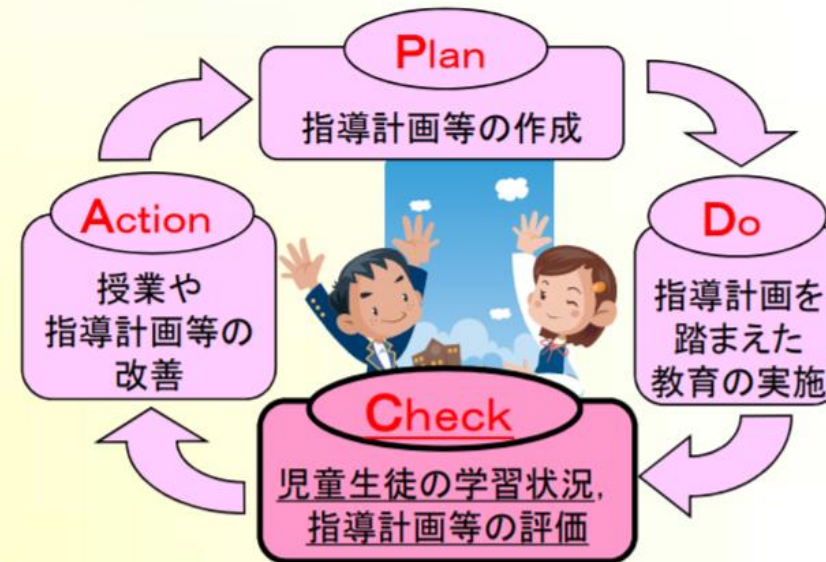
(知能・学力・認知及び学習のスタイル)

学力の3要素
(学校教育法)
(学習指導要領)

知識及び技能

思考力・判断力
・表現力等

主体的に学習に
取り組む態度



『知る』 特別支援教育

とく べつ し えん きょう いく こ か のう せい さい だい げん の め ざ
特別支援教育は、子どもの可能性を最大限に伸ばすことを目指します!

とく べつ し えん きょう いく こ
 幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校では…

学校全体で支援します!

通常の学級も含め、学校全体で特別支援教育が実施されています。

- 通常の学級に在籍している障害のある子どもにも、障害に配慮し、指導内容・方法を工夫した学習活動を行います。
- 小学校・中学校には、「特別支援学級」や「通級による指導」の制度があります。
- 特別支援教育に関する支援員の活用も広がっています*1。

<これらを学校で進めるために…>

- ・特別支援教育コーディネーターと呼ばれる教員が、福祉機関などの関係機関との連絡・調整を行ったり、保護者からの相談を受けたりします。
- ・校内委員会^{※2}を設置して、支援の方法を検討するなど、学校全体で障害のある子どもを支援します。

通常の学級

少人数指導や習熟度別指導などによる授業も行います。支援員がつく場合もあります。

通級による指導

通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別な指導を週1～8単位時間特別な指導の場で行います。(小学校・中学校)

対象：言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、聴覚、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、肢体不自由、病弱・身体虚弱

●LD・ADHDについては平成18年度から新たに対象となりました。

特別支援学級

障害の種別ごとの少人数学級で、障害のある子ども一人一人に応じた教育を行います。(小学校・中学校)

- 対象：知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、聴覚、言語障害、情緒障害
- ※1 学校において障害のある子どもの介助や学習支援を行います。
 - ※2 校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象となる子どもの学級担任などで構成され、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある子どもの実態把握や支援方針の検討などを行います。

交流及び共同学習

連携

交流及び共同学習

相談

助言・援助
(センター的機能)

とく べつ し えん きょう いく こ
 特別支援学校では…

専門性を生かした特別支援教育を行います!

●特別支援学校とは、障害の程度が比較的重い子どもを対象として専門性の高い教育を行う学校です。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼稚園・小学部・中学部・高等部で行います。

対象：視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱

一人一人に応じた指導

小学校・中学校などに準ずる教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を改善・克服するための特別な指導領域「自立活動」を実施しています。

また、障害の状態などに応じて、弾力的な教育課程が編成できるようになっています。

専門性の高いスタッフ 充実した施設

子ども一人一人の障害に配慮した施設環境の中で、専門性の高い教員が少人数の学級で指導しています。

就職・進学 などのサポート

卒業後の職業的な自立を促進するため、障害の状態などに応じた多様な職業教育や進路指導を行い、就職・進学などを最大限にサポートしています。

教育相談・巡回指導など

障害のある子どもの教育についての専門性を生かして、地域の特別支援教育のセンターとして、近隣の小学校・中学校などからの求めに応じて助言・援助を行います。

さまざまな支援体制

特別支援学校には、通学費や教材費など、就学に必要な経費の補助制度があります。また、通常の交通手段では通学が困難な子どものため、スクールバスを運行する学校もあります。さらに、障害の状態などにより通学することが困難な子どもには、「訪問教育」も行われています。

※小学校・中学校の特別支援学級などにも同様の制度があります。

連携

各学校はさまざまな関係機関とネットワークを作って、子どもの成長に応じて一貫した支援をします!

教育

特別支援学校、幼稚園
小学校、中学校、高等学校
中等教育学校、大学
教育委員会
教育センター

医療

地域の病院
障害者専門医療機関

保健

地方公共団体の保健担当部局
保健所、保健センター

福祉

地方公共団体の福祉担当部局
保育所、児童相談所
社会福祉協議会
障害者福祉センター
発達障害者支援センター

労働

ハローワーク
地域障害者職業センター
障害者就業・生活支援センター
企業

その他

NPO、親の会
地域の活動グループ

など

子ども一人一人の教育的ニーズにこたえます!

特別支援教育



学校での特別支援教育

《特別支援学校》

視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者(身体虚弱者を含む。)を対象としている。**幼稚部、小学部、中学部及び高等部**が置かれる。

《特別支援学級》

障がいのある児童生徒のために小・中学校に置かれる学級であり、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障がい、自閉症・情緒障がいの学級がある。

《通級による指導》

通常学級に在籍している障がいのある児童生徒が、障がいの状態等に応じた特別の指導を特別な場(通級指導教室)で受ける指導形態であり、言語障がい、自閉症、情緒障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)などを対象としている。

特別支援学級での学習

特別支援学級での学習(国語・算数・社会など)

個別に学習内容の定着の実態調査と徹底反復学習

基礎・基本的な学力の定着

交流学級での学習(体育・音楽など)

集団で協力して活動する内容の学習

ソーシャルスキル能力の向上

特別支援教育の学習(自立活動・生活単元学習)

自立や社会参加を目指した学習

自立と困難の改善・克服

生活単元学習の実際

1学期

《主な活動》

- 野菜パーティーの企画、準備、運営
- 野菜作り(キュウリ、トマト)
- 調理体験(野菜料理作り)
- 校区探検
- 買い物体験
- 販売体験



《コミュニケーション》

- 野菜パーティー(身近な先生との交流)

《他教科との連携》

- 国語科
- 算数科
- 理科
- 社会科
- 家庭科



2学期

《主な活動》

- クリスマス会の企画、準備、運営
- 野菜作り(ジャガイモ、イチゴ、ダイコン)
- 調理体験(ケーキ作り)
- 校区探検
- 買い物体験
- 販売体験



《コミュニケーション》

- クリスマス会(保護者との交流)

《他教科との連携》

- 国語科
- 算数科
- 理科
- 社会科
- 家庭科



3学期

《主な活動》

- なのはなまつり(ゲーム大会)の企画、準備、運営



《コミュニケーション》

- なのはなまつり(児童との交流)

《他教科との連携》

- 国語科
- 図工科



自立活動の実際

健康の保持



基本的な生活
習慣の改善

環境の把握



心理的な安定



行事や活動
への見通し

身体の動き



人間関係の形成



レクリエー
ション

コミュニケーション



障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的
に改善・克服するために行います。

学校に置かれる専門スタッフ

資料8

職名	職務内容等	資格	配置状況等	財政措置(国)
スクールカウンセラー	心理に関する専門的知見を有する者として、児童生徒、保護者、教職員に対してカウンセリング、情報収集・見立て、助言・援助等を実施	臨床心理士 精神科医 等	9,210人(R1) (※補助金対象者)	予算補助 (1/3等)
スクールソーシャルワーカー	福祉の専門性を有する者として、児童生徒のニーズの把握及び関係機関との連携を通じた支援、保護者への支援、学校への働き掛け、自治体の体制整備への働き掛けを実施	社会福祉士 精神保健福祉士 等	2,787人(R1) (※補助金対象者)	予算補助 (1/3等)
医療的ケアのための看護師	学校において、たんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」を実施	看護師、准看護師、 保健師、助産師	2,100人(R2) (※予算積算上人数)	予算補助(1/3)
言語聴覚士(ST)、 作業療法士(OT)、 理学療法士(PT)、 等の外部専門家	特別支援学校等において、自立活動の個別指導計画の作成や実際の指導に当たっての指導・助言を実施	言語聴覚士 作業療法士 理学療法士 等	348人(R2) (※予算積算上人数)	予算補助(1/3)
特別支援教育支援員	食事、排泄、教室移動など学校における日常生活の介助や学習支援等のサポート	なし	64,723人(R2.7.1時点)	地方交付税措置
GIGAスクールサポーター	学校におけるICT環境整備の初期対応	なし	18,167人(R2) (※予算積算上人数)	予算補助(1/2等)
ICT支援員	教員のICT活用(授業、校務等)を支援	なし	2,549人(R2.3月時点)	地方交付税措置
ICT活用教育アドバイザー	学校設置者を対象に学校における教育の情報化に関する専門的な助言や研修支援を実施	なし	102人(R2.12月時点)	委託事業において助 言支援に関する経費 を負担
学校司書	学校図書館の日常の運営、管理、教育活動等の支援	なし	22,262人(H28.4.1時点)	地方交付税措置
外国語指導助手(ALT)	小学校の外国語活動や中・高等学校の外国語の授業等の補助	なし	5,234人 ※JETのみ(R1.7.1時点)	地方交付税措置 (JET)
学習指導員	補充学習や発展的な学習など、主として学力向上を目的とした学校教育活動のサポート	なし	88,345人(R2) (※予算積算上人数)	予算補助(1/3)
スクール・サポート・スタッフ	教員の負担軽減を図るための教員の業務支援を実施	なし	21,000人(R2) (※予算積算上人数)	予算補助(1/3)
部活動指導員	教員に代わって顧問を担う、部活動を指導	なし	10,200(R2) (※予算積算上人数)	予算補助(1/3)
外部指導者(部活動)	部活動における技術指導	なし	39,484人(R1) ※運動部活動の外部 指導者数 (中体連・高体連調査)	なし

スクールカウンセラーとは？

スクールカウンセラーの業務は、児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなど、ますます多岐にわたっており、学校の教育相談体制に大きな役割を果たしている。

- ・ 児童生徒に対する相談・助言
- ・ 保護者や教職員に対する相談（カウンセリング、コンサルテーション）
- ・ 校内会議等への参加
- ・ 教職員や児童生徒への研修や講話
- ・ 相談者への心理的な見立てや対応
- ・ ストレスチェックやストレスマネジメント等の予防的対応
- ・ 事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケア

スクールソーシャルワーカーとは？

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていくこととする。

- ・問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- ・関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ・学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ・保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ・教職員等への研修活動 等

特別支援教育コーディネーターとは？

特別支援教育コーディネーターは、学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役，保護者に対する相談窓口，担任への支援，校内委員会の運営や推進役といった役割を担っています。

- 〈校内における役割〉
- 校内委員会のための情報の収集・準備
 - 担任への支援
 - 校内研修の企画・運営

- 〈外部の関係機関との連絡調整などの役割〉
- 関係機関の情報収集・整理
 - 専門機関等への相談をする際の情報収集と連絡調整
 - 専門家チーム，巡回相談員との連携

- 〈保護者に対する相談窓口〉

特別支援学校教諭とは？

視覚障害児や聴覚障害児、知的障害児、肢体不自由児に対し、幼稚園や小・中学校、高校に準ずる教育を施し、そのハンディキャップを補うため、必要な知識と技術を修得してもらうため、位置づけられた教員です。このため、各種障害に関する幅広い基礎的な知識を備え、児童・生徒一人ひとりの教育的なニーズに対応する適切な指導や支援を行うことが必要です。

※なお、特別支援学級の担任は、特別支援学校教諭免許の取得は求められていない



【小児科】（小児科専門医）

【精神科】

- ・ 児童精神科（児童精神科医）
- ・ 小児神経科（小児神経専門医）

【小児専門病院】 

【小児科クリニック】

- ・ 医師
- ・ 看護師
- ・ ソーシャルワーカー
- ・ 臨床心理士
- ・ 公認心理士 など

OTとは？

作業療法士はOT（Occupational Therapist）とも呼ばれ、作業療法士協会では、作業療法を以下のように定義しています。作業療法は、人々の健康と幸福を促進するために、医療・保健・福祉・教育・職業などの領域で行われる、作業に焦点を当てた治療・指導・援助である。対象となる人々にとって目的や価値を持つ生活行為を指す。

出典：一般社団法人 日本作業療法士協会2018年07月24日更新

PTとは？

理学療法士はPT（Physical Therapist）とも呼ばれ、理学療法士協会では、理学療法を以下のように定義しています。理学療法とは、病気・怪我・高齢・障害などによって運動機能が低下した状態にある人々に対し、運動機能の維持・改善を目的に運動・温熱・電気・水・光線などの物理的手段を用いて行われる治療法である。

出典：公益社団法人 日本理学療法士協会2018年
07月24日更新

STとは？

言語聴覚士はST（Speech-Language-Hearing Therapist）とも呼ばれ、言語聴覚士法によると、以下のように定義されています。

音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、その他の援助を行うことを業とする者。

出典：言語聴覚士法 第二条 2018年07月24日更新

児童福祉法に基づくサービス

- ▶ [助産施設](#)
- ▶ [乳児院](#)
- ▶ [保育所](#)

- ▶ [障害児相談支援](#)
- ▶ [児童発達支援センター](#)
- ▶ [保育所等訪問支援](#)

- ▶ [児童自立支援施設](#)
- ▶ [児童家庭支援センター](#)

- ▶ [小規模保育事業](#)
- ▶ [家庭的保育事業](#)
- ▶ [居宅訪問型保育事業](#)

- ▶ [母子生活支援施設](#)
- ▶ [児童養護施設](#)
- ▶ [児童心理治療施設](#)

- ▶ [障害児入所施設](#)
- ▶ [放課後等デイサービス](#)

- ▶ [児童館](#)

- ▶ [事業所内保育事業](#)
- ▶ [小規模住居型児童養育事業](#)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）に基づくサービス

- ▶ [認定こども園](#)

サービス一覧

在宅生活を支援するサービス

- ▶ [居宅介護（ホームヘルプ）](#)
- ▶ [重度障害者等包括支援](#)
- ▶ [重度訪問介護](#)
- ▶ [短期入所（ショートステイ）](#)

外出を支援するサービス

- ▶ [行動援護](#)
- ▶ [同行援護](#)

昼間の生活を支援するサービス

- ▶ [療養介護](#)
- ▶ [生活介護](#)

住まいの場としてのサービス

- ▶ [共同生活介護（ケアホーム）※](#)
- ▶ [施設入所支援](#)
- ▶ [共同生活援助（グループホーム）](#)

訓練のためのサービス

- ▶ [自立訓練（機能訓練）](#)
- ▶ [自立訓練（生活訓練）](#)
- ▶ [宿泊型自立訓練](#)
- ▶ [就労移行支援](#)
- ▶ [就労継続支援A型（雇用型）](#)
- ▶ [就労継続支援B型（非雇用型）](#)

相談支援に関するサービス

- ▶ [地域移行支援](#)
- ▶ [地域定着支援](#)
- ▶ [サービス利用支援](#)
- ▶ [継続サービス利用支援](#)

自立支援医療

地域生活支援事業

補装具

9. 手当・年金

- (1) 特別児童扶養手当
- (2) 障害児福祉手当
- (3) 特別障害者手当
- (4) 障害者基礎年金

10. 税金の控除・減免

- (1) 所得税・市県民税の控除
- (2) 自動車税・自動車取得税
軽自動車税の減免

11. 交通割引制度

- (1) 鉄道運賃の割引
- (2) バス運賃の割引
- (3) タクシー運賃の割引
- (4) 有料道路通行料金の割引
- (5) 航空旅客運賃の割引

12. 情報に関すること

- (1) NHK受信料の免除
- (2) 携帯電話の割引サービス

【Point② つながる】



相談支援専門員

『つながる』相談支援

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、全般的な相談支援を行う

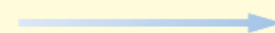
障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行う。

相談支援専門員ってどんな人？

実務経験（※）

+

相談支援従事者初任者研修
(初年度)



相談支援専門員

+

相談支援従事者現任研修
(5年に1度)

※障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における相談支援・介護等の業務における実務経験（3～10年）

〇〇しやすくする人

生活 仕事 暮らし 学び 余暇 人間関係…

障がい児者やその家族の方々が、
さまざまなサービスを利用しながら、
地域の中でその人らしい暮らしを続けていくために、
あらゆる相談を受け止め、常に本人の立場に立って、

- ・「望んでいることは何か」
- ・「何を支援すればよいか」
- ・「支援をするときに地域の社会資源はどんな状況か」

など、さまざまな視点をもって、本人を中心に、家族、支援者、行政
等とネットワークを構築しながら行う支援です。

【① 基本相談支援】

- ・福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- ・社会資源を活用するための支援（各施設への助言、指導等）
- ・社会生活力を高めるための支援
- ・権利擁護のために必要な援助
- ・専門機関の紹介など

【② 計画相談支援】

- ・サービス等利用計画の作成
- ・サービス等利用計画の見直し（モニタリング）

『つながる』相談支援

- ・ 本人や家族だけでなんでもやらなくちゃならない
- ・ それぞれの関係機関と、一つ一つつながりをつくらなくちゃならない
- ・ 専門的なことがよくわからない
- ・ 本人や家族だけで連携するチームをつくらなくちゃならない
- ・ 相談するところがよくわからなくて悩みを抱えてしまう
- ・ 人が変わると対応ががらっと変わってしまっ戸惑う

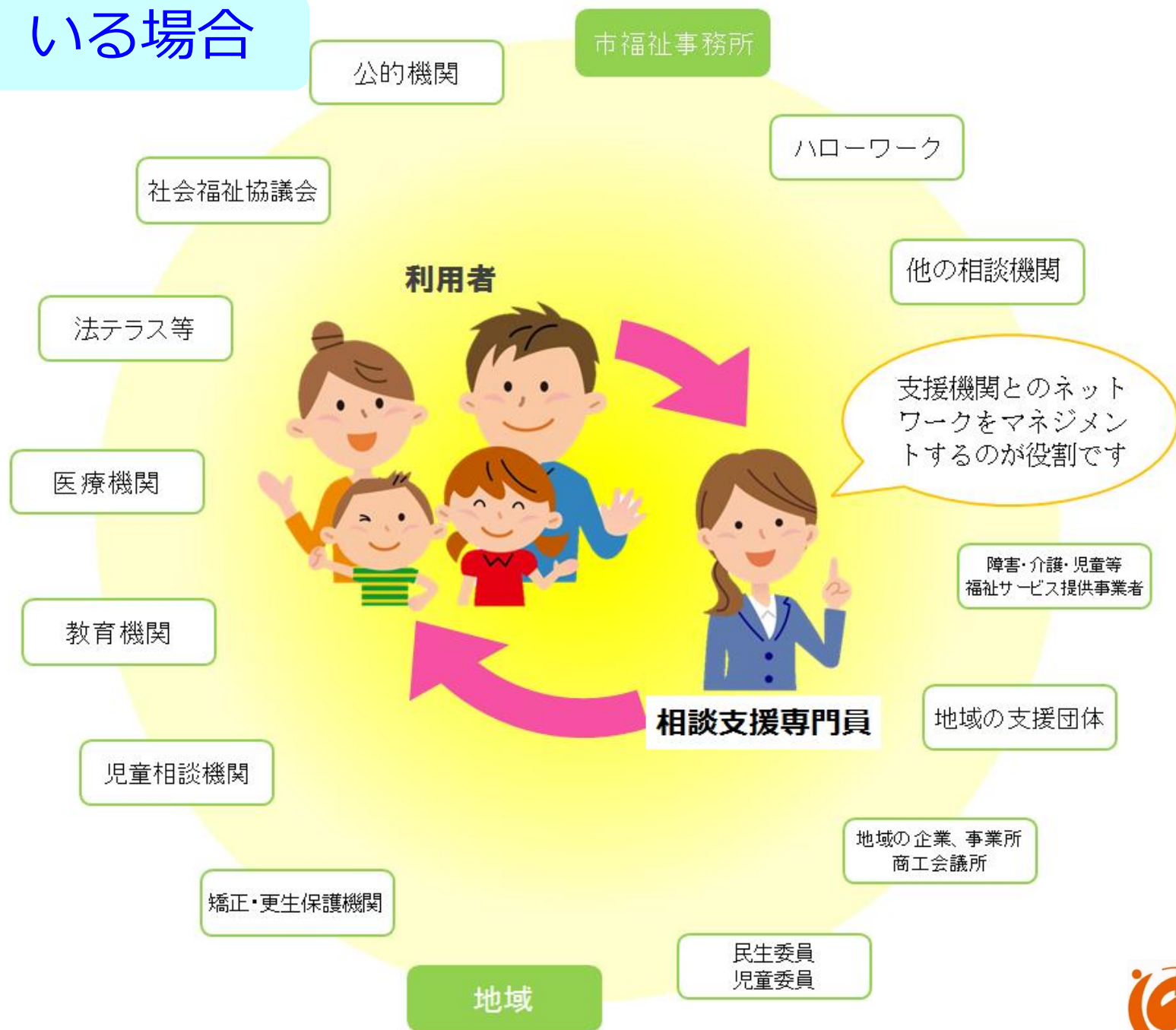
いない場合



『つながる』相談支援

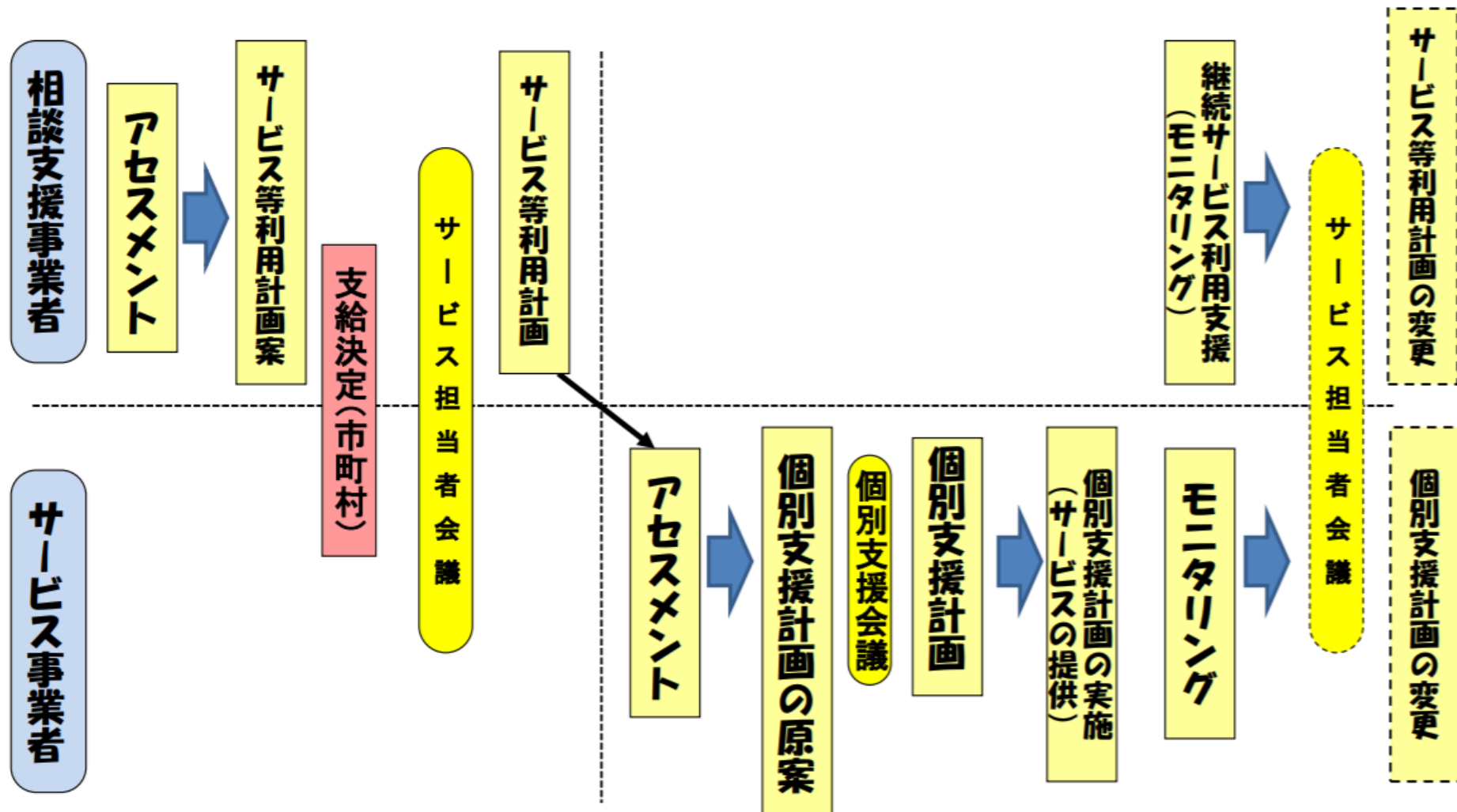
- ・ 本人や家族で対応が難しい部分を代行してくれる
- ・ 専門家との橋渡しをしてくれる
- ・ 専門的な情報提供を頼むことができる
- ・ 関係機関のチーム作りをしてくれる
- ・ 長い期間に渡って人生に寄り沿ってくれる
- ・ 困ったことについていつでも相談しやすい
- ・ 支援の方向性について、関係機関と共有できる

いる場合



- ① 相談支援事業所を探す
- ② 相談員を決める
- ③ 面会日時を決める

指定特定相談支援事業者(計画作成担当)と障害福祉サービス事業者の関係



【Point③ 活用する】



キーパーソンは、やっぱり相談支援専門員

サービス等利用計画・障がい児支援利用計画

利用者（児童）氏名	A児	障がい支援区分		相談支援事業所サンクスシェア 計画作成担当者 田中 聡 利用者同意欄（自署又は押印）
保護者氏名	母	本人との続柄	母	
障がい福祉サービス受給者証番号		利用者負担上限額		
地域相談支援受給者証番号		障がい児通所受給者証番号		
計画作成日	令和〇年〇月〇日	モニタリング期間（開始年月）	3ヶ月	

利用者及びその家族の生活に対する意向（希望する生活）

【本人】 ・不安なく安心して毎日を過ごしたい
 ・自分の好きなことをして楽しく過ごしたい

【家族】 ・本人のことをまわりの人がよく理解してほしい
 ・障がい特性を活かしながら、集団の中での人との関係づくりも身に付けてほしい

総合的な援助の方針

さんは、幼少期、眠りが浅い、母親へ強い抱っこ要求があるなど気になる様子が見られていました。そして、特に手洗いや細かなことの確認など、こだわりが強く表出されるようになったことから専門医療機関を受診し、自閉症スペクトラム、ADHDの診断を受けました。少し強迫的な言動があったり、時折興奮状態が高まったりすることはありますが、放課後等デイサービスにて個室に近い環境を作り、決まった時間でPCを使つての調べものや作業に集中して取り組むことができるようになり、放課後等デイサービスへ目的をもって通うことができるようになりました。他者との交流ではリーダーシップを発揮できるようになり、家庭での生活も落ち着いてきました。これは、周りの理解と、本人が自分自身の特性を理解して行動することができるようになってきたことで、落ち着いて日常を過ごすことができるようになってきたのだと考えます。今後も発達障がいの特性を十分踏まえ、医療機関、教育機関、そして療育機関が連携をとりながら支援を一体的に進めることができるよう支援します。そして、お母様の さんへのかかわり方や、〇〇さんの得意分野であるITスキルを伸ばすためにどうしていったらよいか一緒に考えるお手伝いをしていきます。

長期目標 発達障がいの特性を自分自身で十分理解しながら、できるところ、得意なところを積極的にのばしていきます。

短期目標 新たな居場所として、放課後等デイサービスで思いっきり楽しんだり集団活動をしったりして過ごします。

優先順位	解決すべき課題	支援目標	達成時期	福祉サービス等 種類・内容・量（頻度・時間）	提供事業者名（担当・電話）	課題解決のための 本人の役割	評価 時期	その他留意事項
1	〇〇さんの特性を十分理解する支援者による居場所づくりが必要。	〇〇さんの特性を活かしなが、本人が安心して楽しく過ごすことができる居場所づくりをお手伝いします。	1年	放課後等デイサービス 25日間/月	放課後等デイサービスA 事業所（〇〇氏：2*0-9*0*）	まずは、細かなことを気にすることなく、自分のことを理解してくれる支援者が身近にいる中で、思いっきり楽しく過ごしましょう。	3ヶ月	
2	自分自身の特性を十分に理解し、得意なこと、苦手なことが意識できるようになることが必要。	自分の言動について支援者の力を借りながら振り返ったり改善に取り組んだりする機会を提供します。	2年	学校 放課後等デイサービス 地域の社会資源（無料塾など） 家族	放課後等デイサービスA 事業所（〇〇氏：2*0-9*0*）	自分の得意なことやよいところを意識して行動したり、支援者の力を借りながら、時々自分の行動を振り返ったりしましょう。	3ヶ月	
3	〇〇さんへのかかわり方について、専門的な視点から母へ情報提供することが必要。	お子さんへの母親としてのかかわり方や他機関・地域資源との連携の方法について、具体的な情報提供をしていきます。	1年	医療機関 放課後等デイサービス 学校 地域の社会資源 相談支援	相談支援事業所サンクスシェア （〇〇：0*0-9*0*-8*8*）	【お母様】 〇〇さんの気になる言動や、母親としてのかかわり方について疑問が生じたときは、すぐに身近な支援者にご相談ください。	3ヶ月	

『活用する』

利用計画
支援計画

利用計画を
みる目をもつ



利用計画

内容

不十分な
利用計画

- 総合的な支援の方針の中身がスカスカ
- 保護者や本人が望むニーズや希望が正しく記入されていない
- ニーズや希望と利用する福祉サービス等が合っていない
- 1年先を目安にして到達する目標になっていない
- 目標が抽象的すぎる
- 学校との連携について書かれていない
- 家族支援について書かれていない

質の高い
利用計画

- 総合的な支援の方を読めば、なぜ福祉サービスを利用する必要があるのかがわかる
- 将来的な進路を見据えた方針の記述になっている
- ニーズや希望に見合ったふさわしいサービスの量が設定されている
- 毎回同じ目標記述ではなく、更新ごとに新たな目標設定がされている
- 本人の現状に見合った支援の優先順位が考えられている
- 福祉サービス利用だけにとどまらず、インフォーマルな支援も考えられている
- 各関係機関との連携の内容について具体的に記述されている
- 障がい児支援の場合、家族支援の内容も盛り込まれている
- 支援の目標や役割の部分は、実際にできたかどうかの評価ができる記述になっている

【① 基本相談支援】

- ・福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- ・社会資源を活用するための支援（各施設への助言、指導等）
- ・社会生活力を高めるための支援
- ・権利擁護のために必要な援助
- ・専門機関の紹介など

【② 計画相談支援】

- ・サービス等利用計画の作成
- ・サービス等利用計画の見直し（モニタリング）

利用計画	内容
不十分な 相談支援 専門員	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 電話連絡しても折り返しが無い<input type="checkbox"/> 利用計画書を配付してくれない<input type="checkbox"/> モニタリングの訪問をしてくれない<input type="checkbox"/> 事業さんなどの情報提供を依頼しても調べてくれない、教えてくれない<input type="checkbox"/> 担当者会議が開かれたことが無い<input type="checkbox"/> 困ったことがあっても、ちゃんと相談にのってくれない<input type="checkbox"/> 自分の意見を押し通す
質の高い 相談支援 専門員	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 特に必要がない場合でも時々連絡をくれる<input type="checkbox"/> 担当者会議でリーダー性を発揮している<input type="checkbox"/> とにかくじっくり話をきいてくれる<input type="checkbox"/> 納得できるアドバイスをしてくれる<input type="checkbox"/> 相談しやすい<input type="checkbox"/> ことばの端々に勉強していることが伺える<input type="checkbox"/> たくさんの連携先とつながっている<input type="checkbox"/> 意思を決定するための適切な情報を提供してくれる<input type="checkbox"/> できることとできないことを明確に示してくれる

- ① 『連携をつくって何をするか？』が明確にされているか
 - ・ 「本人はどうしたいのか？」 「学校側のメリット感があるか？」
- ② 『意思決定支援』が十分に行われているか？（支援の見立て）
「対話」「行動記録」「観察」「標準検査」「アンケート」など
 - A：本人がもともと持っている「できること」を増やす？
 - B：本人がもともとできないことを「できる」ようにする？
- ③ 個別支援会議でなにが協議されたか？
 - ・ どのような方法で取り組む？
 - ・ だれがその役割を担う？

- 相談支援専門員の仕事内容を把握しておく
- 障がい児支援利用計画をよく読み込む
- モニタリングの期間を短くする
- 必要とあらば、思い切って相談員を変える
- 困ったとき、悩んだときに、とにかく相談する
- 相談員に必要時に必要な情報提供を依頼する
- 課題解決のために「個別支援会議」の開催を依頼する
- 事業所等との面談時の第三者立会人を依頼する
- ☑ 自分でできることは自分でやる

『活用する』 相談支援専門員

学校との連携を 進めるには？

スクール ソーシャル ワーカー (SSW) との連携

家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告

～障害のある子と家族をもっと元気に～ 概要



1. 教育と福祉との連携に係る主な課題

学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていないため、円滑なコミュニケーションが図れておらず連携できていない。

2. 保護者支援に係る主な課題

乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者は、どこに、どのような相談機関があるのかが分かりにくく、必要な支援を十分に受けられない。

今後の
対応策

1. 教育と福祉との連携を推進するための方策

- 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所との関係構築の「場」の設置
- 学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知
- 学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化
- 個別の支援計画の活用促進

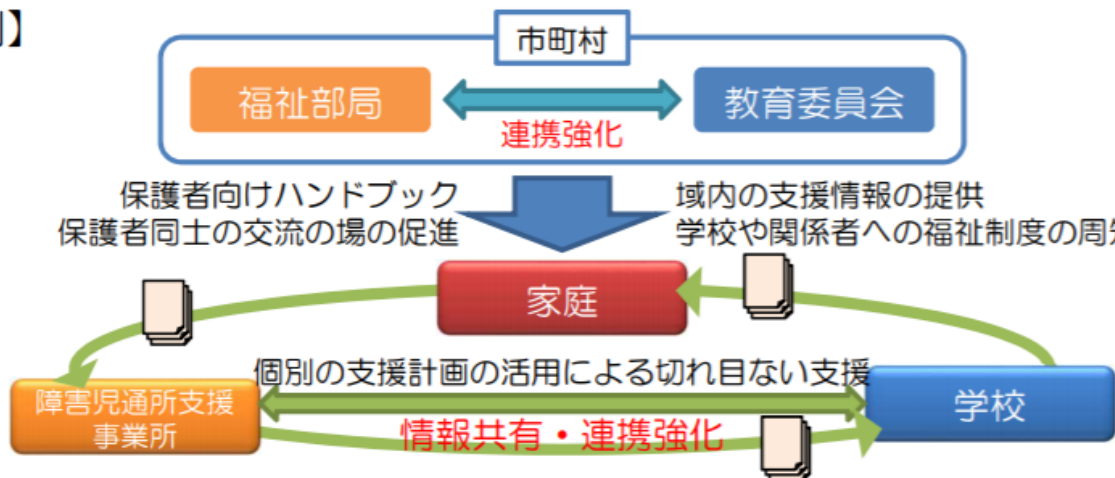
2. 保護者支援を推進するための方策

- 保護者支援のための相談窓口の整理
- 保護者支援のための情報提供の推進
- 保護者同士の交流の場等の促進
- 専門家による保護者への相談支援

【具体的な取組例】

(厚生労働省)
・放課後等デイサービスガイドラインの改定

・障害福祉サービス等報酬改定で拡充した連携加算を活用し、学校との連携を更に推進。



(文部科学省)
・個別の支援計画を活用し、切れ目ない支援体制を整備する自治体への支援

・保護者や関係機関と連携した計画の作成について省令に新たに規定

【相談窓口の活用】



行政の相談窓口

発達障がいのある子と保護者のための
子育て支援マップ in 諏訪
～今を豊かに
将来を見通しのあるものに～



令和2年3月改訂

諏訪地域障がい福祉自立支援協議会
療育支援部会編



障がいのあるお子さん向け 子育てサポートガイドブック

- 1 年齢別支援制度一覧 乳幼児期から青年期までの大まかな流れ …… P. 1
- 2 相談窓口 お子さんの発育や発達に不安を感じたら …… P. 3
- 3 手帳の交付 どうして障がい者手帳が必要なの? …… P. 8
- 4 受給者証を使ったサービスを利用するまでの流れ …… P. 11
- 5 受給者証の交付により受けられるサービス …… P. 17
- 6 その他の各種サービス …… P. 25
- 7 補装具や住宅のこと 事前に確認して利用しよう …… P. 27
- 8 医療費のこと 高額な医療費が心配です …… P. 29
- 9 経済的な支援 さまざまな手当があります …… P. 31
- 10 生活の中での免除や割引 意外と知られていない制度もあります …… P. 35
- 11 ライフステージに合った支援について
この先、どんな道を進んでいくのだろう? …… P. 41
- 12 交流の場所 同じ境遇のご家族と話したい …… P. 51

このガイドは令和5年12月の情報を基に作成しています。
最新の情報は各ページの窓口にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

【連携のためのスキル向上】



KeyWord : 「交渉術」

連携のためのスキル向上

【相手の行動変容を求める】 =

【交渉術（技術）】

- 配分型（利益を分け合う）
- 利益交換型（損して得とる）
- 統合型（Win & Win）

- ◆ 代替案
- ◆ 選択肢
- ◆ 限界範囲
- ◆ 説得
 - ・ 功利的説得（メリット）
 - ・ 規律的説得（論理的）
 - ・ 情緒的説得（感情的）

連携のためのスキル向上

ひとりの「ひと」として『敬う』

信頼関係づくり

わたしたち支援者の『しごと』 = **連携をすることが目的ではない
本人や家族の生活の向上が目的**

困っていることはどんなことか

- ・ 学校との支援方法の違い 主題の出し方に適性がない
- ・ 情報の不統一 学校からの情報が、子ども、担任と違いがある
- ・ 情報の共有ができていない 担任からの情報がない
- ・ 引継ぎがない学校がある
- ・ 迎えの時間が遅くなる 次が間に合わない
- ・ 駐車場の案内がいなくて危険
- ・ 子どもの休みの理由を教えてもらえない
- ・ 担当者会議に消極的
- ・ 教員の子どもに対して接する態度
- ・ 迎え時に落ち着かない子どもの対応を依頼される

どんな連携を望むか

- ・ 通常以外の際の情報を共有したい
 - ・ カリキュラムの内容を共有したい
 - ・ 担当者会議に学校とも共有したい
 - ・ 子ども中心で連携する
- 役割分担 学校のメリット

できる可能性があることは何か

-